

深谷市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書

1 業務名

深谷市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

2 業務の目的

深谷市が行う地方創生事業に対し寄附を行った企業に、税負担の軽減措置が与えられる企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）について、地方への資金の流れを作り、地方創生の充実・強化を図るため、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業（以下、寄附見込企業という）への働きかけを行い、寄附の獲得を目指すものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託業務内容

（1）寄附見込企業へのアプローチ

寄附見込企業に対し、個別に本制度を活用した事業への寄附を提案する。

（2）寄附見込企業に係る事前協議

受託者は、寄附見込企業へのアプローチにあたり、深谷市と事前に協議するものとする。協議は、深谷市から寄附企業のリスト（主にマッチング支援を受けず直接に寄附のあった企業のリスト）を事前に提供して行うものとし、受託者はこれに配慮するものとする。

（3）寄附見込企業に対するインセンティブの整理・提案

本制度を活用した地方創生事業（第2次深谷市総合計画後期基本計画 主要プロジェクト）について、事業毎に寄附見込企業に対するインセンティブを整理・提案する。ここでいうインセンティブとは、企業の寄附を促進するための手段・方法をいう（例：寄附企業を対象とした目録贈呈式の開催等）

（4）業務の進捗報告

業務の進捗について、必要に応じてアプローチした企業リストの電子データ（PDF形式及びMicrosoft Excel 形式）等により深谷市に報告を行う。特に、想定以上の寄附が見込まれる場合は、速やかに深谷市に報告すること。

（5）その他本業務の達成に必要なとする事項への対応

5 委託金額及び支払時期

委託金額の算定は、成果報酬型によるものとし、見積書に委託料率を示すこと。

受託者が深谷市に対して、寄附見込企業を紹介して寄附受領に至った場合、次の計算式で算定した委託金額を支払うものとする。

成果報酬型：寄附金額×委託料率（1円未満の単数は切り捨てとする。）

※上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする。

委託料率は20%以内とする。

支払時期については、契約締結時に協議するものとする。

6. 本業務委託にかかる令和7年度予算額（参考）

1,200,000円

ただし、深谷市は、成果報酬による委託金額が予算額を超えることが見込まれるときは、補正予算等により予算額の変更を実施する場合がある。

7. その他

- （1）受託者が複数の場合は、すべての受託者に対する委託料の支払総額の上限が本業務に係る予算額となるため、企業が寄附の意向を示した際は、予め深谷市に情報提供し、委託料の支払い可否について確認のうえ企業との調整を進めること。事前調整なく寄附金が入金され、これに対する委託料と、他の寄附に対する委託料総額（支払予定額を含む）の合計が上限額（本業務に係る令和7年度予算額）を上回った場合、当該委託料を支払うことができなくなる場合がある。この場合、深谷市は一切の責任を負わないものとする。
- （2）本業務委託の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- （3）本業務委託の実施に当たり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度速やかに深谷市と協議を行い、事前に深谷市の了解を得たうえで業務を遂行すること。
- （4）事業実施の過程で本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託金額の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- （5）その他事業目的を達成するために効果的な業務を行うこと。